

# 山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針

## 1 目的

この指針は、山梨県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第9条の規定に基づいて、排除措置を講ずべき事務事業の範囲を明確にするとともに、必要な根拠規程等の整備及び当該根拠規程等の運用について、各事務事業の間での整合性を確保することにより、暴排条例の円滑な施行に寄与することを目的とする。

## 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

### (2) 暴力団員

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

### (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団、暴力団員又はアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

### (4) 暴力団等

次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等

オ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に

関与している法人等

(5) 法人等

法人その他の団体又は個人をいう。

(6) 役員等

法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(7) 排除対象者

上記(4)に該当するものをいう。ただし、これにより難しい場合は、各事務事業を所管する課(以下「事務事業所管課」という。)の定めるところによる。

※ 上記の排除対象者の範囲を適用しない場合の例

① 法令により、排除対象者の範囲が明記されている場合

○ 貸金業法

第6条

内閣総理大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

1～5 略

6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

7～10 略

11 暴力団員等がその事業活動を支配する者

12 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しておそれのある者

13～16 略

(以下省略)

② 既に当該事務事業からの暴力団排除を推進しており、その根拠規程、協定、方針等により、排除対象者の範囲が定まっている場合

○ 生活保護制度(平成18年厚生労働省基本方針)

(8) 排除措置

暴排条例第9条の規定に基づいて、排除対象者を事務事業の相手方としない措置をいう。具体的には、契約、許認可、補助金等に対する解約、不許可、取消等の措置を講ずることをいう。

### 3 排除措置を講ずべき事務事業の範囲

(1) 排除措置を講ずべき事務事業の範囲

県の事務事業のうち、「暴力団を利するおそれのある事務事業」(次の(2)に該当する

ものは除く。)とする。暴力団を利するおそれのある事務事業とは、県の事務事業を通して、暴力団にとって有益な行為(暴力団活動に繋がる資金提供や便宜供与等)を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資するものをいい、具体的には、次の事務事業が考えられる。

ア 契約

- ① 工事の請負契約
- ② 製造の請負契約
- ③ 物件の買入れ又は借入れの契約
- ④ 役務の提供又は業務の委託に係る契約
- ⑤ 不用品の売払い契約
- ⑥ 公有財産の売払い又は貸付けの契約
- ⑦ 金銭の貸付契約
- ⑧ その他県が当事者となって行う契約

イ 契約以外の事務事業

- ① 公の施設の指定管理者の指定
- ② 公の施設の利用に係る事務
- ③ 県営住宅への入居に係る事務
- ④ 県が行う許可及び認可
- ⑤ 県が行う登録
- ⑥ 県が行う補助金の交付
- ⑦ その他県が行う行政事務で暴力団を利するおそれのあるもの

※ 排除対象者を事務事業の相手方とすることは、暴力団に有益な行為となる場合が多いことから、基本的に暴排条例第9条にいう「暴力団を利すること」に該当する可能性が高いものと考えられる。

(2) 例外

ア 相手方が、次に掲げる者に限られる事務事業

- ① 国、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人
- ② 地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人、地方公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公社)及び県が出資・出えんしている株式会社
- ③ 地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(農協、漁協、商工会議所、社会福祉法人、社会福祉協議会、公益財団・公益社団法人など)
- ④ 電気、ガス、電話(携帯電話を含む。)等の公益事業を行っている法人
- ⑤ その他明らかに排除対象者でないと認められるもの

イ 法令等に基づく許認可・登録等で、要件や欠格事由が限定列举されており、県の裁量

により排除対象者であることを理由に排除措置ができない事務事業

※ 要件や欠格事由の限定列举の例

○ 道路交通法

第90条

公安委員会は、前条第1項の運転免許試験に合格した者（中略）に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については政令で定める基準に従い、免許（中略）を与えず、又は（以下略）。

1 次に掲げる病気にかかっている者

イ（以下省略）

○ 採石法

第32条の3

都道府県知事は、第32条の登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、（中略）を採石業者登録簿に登録しなければならない。

第32条の4

都道府県知事は、第32条の2第1項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

1 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

2（以下省略）

○ その他、身体障害者手帳の交付等

ウ 各種届出の事務事業

※ 行政手続法上、その届出が法令に定められた形式的要件に適合する場合には、受理しなければならないことから、排除対象者であることを理由に排除することは困難である。

エ 緊急に実施しなければならない事務事業であって、排除措置をとることにより、当該事務事業が遅延し、県民生活に支障をきたすと認められるもの

オ その他、排除措置を講ずることが当該事務事業の目的又は趣旨を大幅に逸脱すると認められる事務事業

※ 排除措置を講ずることが、当該事務事業の目的又は趣旨を大幅に逸脱するのではないと思われる事務事業の例

○ 各種相談業務(犯罪被害者等支援、消費生活及び福祉サービスに関する相談等)

○ 県民全般を対象とした広報、アンケート、啓発及び各種イベントへの参加等等

(3) 排除措置を講ずべき事務事業に該当するか否かの判断

事務事業所管課にあつては、上記(1)及び(2)に基づき、所管する事務事業が、排除措置を講ずべき事務事業に該当するか否かの判断を行う。

なお、法令等に基づく事務事業や国庫補助金に係る事務事業については、当該事務事業が上記(2)に該当するか否かを、これを所管する国の担当府省に、必要に応じて確認のうえ、

当該判断を行うものとする。

## 4 排除措置の根拠規程等のあり方及び根拠規程等の改正の手順

### (1) 根拠規程等のあり方

3(3)により、排除措置を講ずべき事務事業に該当すると判断したものについては、当該事務事業に係る根拠規程等を次のとおり改正する。

ア 次のような規定を追加する。

① 排除対象者を当該事務事業の相手方としない旨の規定

※ 別紙1のモデル規定を参考とする。

② 事務事業の相手方が排除対象者であることが判明した場合又は申請者等が排除措置を免れるために、排除対象者であることを隠蔽するなど、虚偽の申請等を行った場合には、取消、解約等の措置を講ずることができる旨の規定

③ 貸付金返還、違約金、損害賠償等に関する規定（必要と認められる場合に限る。）

イ 申請書等の様式を申請者等の「氏名」、「氏名読み仮名」及び「生年月日」が明記され、かつ、申請者等が法人の場合には、役員の「氏名」、「氏名読み仮名」及び「生年月日」を記入した役員名簿が添付されるよう改正する。

※ 警察本部に申請者等が排除対象者に該当するか否かの照会を行う際に、当該者の「氏名」、「氏名読み仮名」及び「生年月日」が必要となる。なお、役員名簿には、登記簿謄本の添付は必要としない。

### (2) 改正の手順

ア 実施主体

事務事業所管課が個別に改正を行う。ただし、事務事業を所管する主たる課が一括して改正作業を行うことを妨げない。

イ 改正時期

可能な限り、暴排条例が施行される平成23年4月1日に合わせて改正するものとする。

やむを得ず、暴排条例の施行後に改正する場合は、速やかに改正するものとする。

ウ 事務事業の相手方となる県民等への周知

改正を行った後に、事務事業所管課において、速やかに、改正の趣旨及び内容並びに排除措置を講じようとする際に必要に応じて警察本部に照会する旨を事務事業の相手方及び相手方になろうとする者に対し、周知する。

## 5 改正後の根拠規程等の運用のあり方

排除措置を的確に講ずるため、改正後の根拠規程等は次により運用する。

(1) 事務事業の相手方から、別紙2を参考に、排除対象者でないことを表明・確約させる誓約書を必要に応じて提出させる。

※ 誓約書を提出させる意味

- ・ 県が、暴力団員だけでなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者も排除する意思を申請者等に示すこととなる。
- ・ 誓約書に申請者等の氏名（読み仮名）及び生年月日を記載させて提出させることで、必要により、警察本部への照会が可能となる。
- ・ 誓約書に照会を行うことに同意させる文言を明記することで、個人情報の提供に関する同意書の役割を補うことができる。

(2) 事務事業所管課は、事務事業の相手方が排除対象者であるか否か疑義が生じたときは、知事と警察本部長との間で締結する「山梨県が行う行政事務からの暴力団排除合意書（仮称）」に基づき、警察本部（組織犯罪対策課）に、排除対象者に該当するか否かの照会を行う。

なお、照会の方法等は次のとおりとする。

※ 「排除対象者であるか否かの疑義が生じたとき」とは、一般的に、

相手方の言動、風評等により、排除対象者の疑いがあるときをいうが、事務事業所管課の判断により、事務事業の相手方となる可能性のある者全てを照会することも可能である。

ア 申請、申込み等をした相手方について、排除対象者に該当するか否かについて疑義がある場合には、その都度、照会を行う。

イ 物品等競争入札参加資格者名簿への登録等の場合には、排除対象者であるか否かについて、一括して照会を行う。

ウ 事務事業所管課は、直接、警察本部（組織犯罪対策課）に照会するものとし、原則として、職員ポータルのメール機能を利用するものとする（紙での照会を妨げない。）。

エ 警察本部（組織犯罪対策課）に照会する際には、別に定める様式に、相手方の「氏名」、「氏名読み仮名」、「生年月日」等の必要事項を記載して照会する。

オ 「建設業からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立について」等、県と警察本部との間で別に合意書若しくは協定書を締結している場合又は法令等に暴力団等を排除する定めがある場合は、当該合意書若しくは協定書又は法令等の定めにより照会を行う。

(3) (2)の照会の結果、事務事業の相手方が排除対象者と判明した場合には、排除措置を講ずる。

(4) 契約、許認可等の後に事務事業の相手方が排除対象者であることが判明したときは、速

やかに排除措置を講ずる。

- (5) 警察本部及び事務事業所管課は、捜査過程又は事務事業の課程等において、事務事業の相手方が排除対象者であると認めた場合には、相互に情報交換を行ったうえ、排除措置を講ずる。
- (6) 上記(5)のほか、県民等から事務事業の相手方が排除対象者であるとの情報提供があった場合並びに(3)及び(4)により排除措置を講ずる場合で、その対応、方針等について警察本部と協議する必要があるときは、当該事務事業担当課、警察本部組織犯罪対策課その他関係する課において、排除措置のための必要な協議等を行う。

## 6 外郭団体及び指定管理者への要請

外郭団体又は指定管理施設を所管する所属の長は、所管する外郭団体又は所管する施設の指定管理者に対しても、外郭団体や指定管理者が県の委託等を受けて行う事務事業において暴力団を利することがないように、本指針に準じて、排除措置を講ずるよう要請するとともに、その実施状況を確認する。

なお、必要な警察本部への照会については、原則として、外郭団体又は指定管理施設を所管する所属が行う。

## 7 その他

- (1) 本指針は、各事務事業所管課において、より積極的に暴力団排除を行うことを妨げるものではない。
- (2) 本指針のほか、排除措置のため必要な事項は、別に定める。